

令和 7 年度「24 時間子供 SOS ダイアル」業務委託 企画提案公募要領

「令和 7 年度『24 時間子供 SOS ダイアル』」の実施に当たり、委託事業者を公募し、プロポーザル方式により企画提案内容を審査し、委託する事業者を決定します。

1 委託業務名

令和 7 年度「24 時間子供 SOS ダイアル」業務委託事業

2 委託業務の概要

別添「令和 7 年度「24 時間子供 SOS ダイアル」業務委託仕様書（企画提案用）」（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 予算額

10,778 千円（消費税及び地方消費税含む。）

※ 消費税及び地方消費税の税率は 10%とする。

※ 本契約の契約締結にあたり、その契約額について、契約期間内に消費税及び地方消費税の税率が改定された場合は、沖縄県と受託者との協議のうえ契約の変更を行い、改定後の税率により定めるものとする。

※ 当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではありません。

5 応募資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第 7 条第 2 項（昭和 47 年 7 月 20 日告示 69 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者

でないこと。

- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、令和 7 年度「24 時間子供 SOS ダイヤル」業務委託契約書第 20 条に規定する反社会勢力及び反社会勢力と密接な関係を有していないこと。
- (5) 過去 5 年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と各種調査業務の契約実績を有する者であること。
- (6) 委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (7) 今回の委託に際して、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な執行体制がとれること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(4)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(5)から(7)までの要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (9) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。
（労働関係法令の例）
 - ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
 - ② 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
 - ③ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
 - ④ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
 - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）
 - ⑥ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）等

6 応募方法

(1) 募集要領及び仕様書の配付

① 配付期間

令和 7 年 2 月 21 日（金）から令和 7 年 3 月 4 日（火）まで

② 沖縄県教育委員会ホームページ（公募・入札）等からダウンロード

(2) 質問の受付及び回答

「企画提案仕様書」等に関して疑義がある場合には、質問書【様式 1】を記入し、郵送、メール又は FAX により受付けるものとします。

- ① 受付期限
令和 7 年 3 月 4 日（火）正午（必着）
 - ② 提出場所
※ 下記 14 問い合わせ及び提出先参照
 - ③ 回答方法
令和 7 年 3 月 5 日（水）までに、参加者あてメール又は FAX にて回答及び県のホームページへ掲載
- (3) 企画提案参加申込書の提出
- ① 提出期限
令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 3 時（必着）
 - ② 提出場所
※ 下記 14 問い合わせ及び提出先参照
 - ③ 提出書類
ア 企画提案参加申込書【様式 2】
イ 誓約書【様式 3】（共同企業体の場合は構成員ごとに提出）
 - ④ 提出方法
郵送、メール又は FAX により提出
- (4) 企画提案書の提出期限
- ① 提出期限
令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 3 時（必着）
 - ② 提出場所
※ 下記 14 問い合わせ及び提出先参照
 - ③ 企画提案書の書類確認及び書類審査
令和 7 年 3 月 11 日（火）から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで
※ 企画提案書の申請状況等により、書類審査を行うことがあります。
 - ④ 提出書類及び必要部数等
以下の書類を一式にまとめ、正本 1 部及び副本 8 部を作成し、合計 9 部を提出すること。なお、提出書類については、左端を仮綴じし（A 4 長辺側を穴開け）、インデックス等を付けるか、又は全ての書類に通し番号でページを付すること。
ア 企画提案応募申請書【様式 4】
イ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）
ウ 企画提案書等
 - (ア) 企画提案書【任意様式】
 - (イ) 会社等概要【様式 5】
 - (ウ) 業務実績【様式 6】※ 業務実績は、可能な限り契約書の写し及び実績報告書又は成果物の写しを添付すること。ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属さない場合は、先方に確認のうえ、提出すること。

- (エ) 経費見積書【様式 7】
 - (オ) 定款、規約等
 - (カ) その他、法人等の概要が分かる参考資料等
- ⑤ 提出方法
- 持参又は郵送
- ※ 郵送の場合は、申込期限に到着確認が可能な手段とすること。

7 企画提案書の作成方法

企画提案書は、原則 A 4 版 25 頁以内とし、日本語により記述すること。

企画提案書には、別添「企画提案仕様書」の「5 委託内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

- (1) 「24 時間子供 SOS ダイヤル」業務に対する理解
- (2) 業務の実施体制に関すること
- (3) 相談支援体制及び危機管理体制
- (4) 従事者への教育・研修体制
- (5) 業務履行の確実性
- (6) 業務実績に関すること

8 プレゼンテーション

- (1) 提出された企画提案書等により、提出者による各者 10 分程度のプレゼンテーションを実施します。
- (2) プレゼンテーションは、令和 7 年 3 月 14 日（金）を予定しています。募集締め切り後、提案者に対し、別途時間と場所を連絡します。
- (3) 時間配分は、プレゼンテーション 10 分、質疑 10 分とします。
※ あらかじめ提出した企画提案書に基づき説明すること。提出した企画提案書以外での説明は一切認めません。
- (4) プレゼンテーションは、ウェブ会議システムによる開催となる可能性があります。

9 公募スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 2 月 21 日（金）
- (2) 質問受付締切 3 月 4 日（火）正午（必着）
- (3) 質問回答（予定） 3 月 5 日（水）
- (4) 企画提案参加申込書の提出 3 月 7 日（金）午後 3 時（必着）
- (5) 企画提案書の提出期限 3 月 7 日（金）午後 3 時（必着）
- (6) 選定審査会（企画提案書及び書類審査） 3 月 11 日（火）～14 日（金）
- (7) 選定審査会（プレゼンテーション審査） 3 月 14 日（金）
- (8) 審査結果通知（優先交渉事業者の通知） 4 月 1 日（火）
- (9) 委託契約（予定） 4 月 1 日（火）

10 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しない。
- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とする。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (4) 企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。

11 委託事業者の選定方法

(1) 選定方法

企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、選定委員会に先立ち書類審査を行い、上位3者程度を選定します。

その後、県が設置する選定委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定します。当該順位が第1位である事業者等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者等と委託契約を締結します。

ただし、優先交渉順位第1位の事業者等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者等と委託契約に関する協議を行います。

(2) 評価規準

- ① 「24時間子供SOSダイヤル」業務に対する理解
- ② 業務の実施体制
- ③ 相談支援体制及び危機管理体制
- ④ 従事者への教育・研修体制
- ⑤ 業務履行の確実性
- ⑥ 業務実績・費用の妥当性

12 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。

13 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続き

- ① 委託事業者を決定したときは、県は、あらためて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委

託契約を締結し、契約書を交わすものとします。

② 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがあります。

③ 令和7年度「24時間子供SOSダイヤル」業務委託は、沖縄県の令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。よって県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないまたは変更することがあります。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付してください。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

(3) 見積書

見積書に記載する金額は、見積もりした契約者希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とし、見積書には、電話相談の昼間と夜間・深夜対応の行積金額を分けて記載してください。

14 問い合わせ及び提出先

〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁13階

沖縄県教育庁義務教育課（担当：當銘・松田）

電話番号：098-866-2741 F A X 番号：098-866-2750

電子メールアドレス：aa313017@pref.okinawa.lg.jp